

株式交換に関する事前開示書面の変更事項
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条第 6 号に定める変更後
の事項の開示)

2025 年 5 月 26 日

株式会社神戸製鋼所

2025年5月26日

株式交換に関する事前開示書面の変更事項

神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号

株式会社神戸製鋼所

代表取締役社長 勝川 四志彦

当社は、2025年5月12日付で日本高周波鋼業株式会社（以下「日本高周波鋼業」といいます。）との間で締結した株式交換契約に基づき、2026年2月2日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、日本高周波鋼業を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことに関して、2025年5月13日付けで、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項を記載した書面を備置しておりますが、2025年5月21日開催の日本高周波鋼業の取締役会において2025年3月期に係る計算書類が承認されましたので、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条第6号の規定に基づき、「別紙3」の内容を別添のとおりに変更いたします。

以 上

【別紙 3】 株式交換完全子会社である日本高周波鋼業の最終事業年度に係る計算書類等の内容
次ページ以降をご参照ください。

第 1 0 0 期 連結計算書類及び計算書類

自 2 0 2 4 年 4 月 1 日
至 2 0 2 5 年 3 月 3 1 日

- 1) 連 結 貸 借 対 照 表
- 2) 連 結 損 益 計 算 書
- 3) 連結株主資本等変動計算書
- 4) 連 結 注 記 表
- 5) 貸 借 対 照 表
- 6) 損 益 計 算 書
- 7) 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
- 8) 個 別 注 記 表

日 本 高 周 波 鋼 業 株 式 会 社

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	32,123 百万円	負 債 の 部	18,461 百万円
流 動 資 産	26,791	流 動 負 債	15,146
現金及び預金	158	支払手形及び買掛金	2,752
預 け 金	46	電 子 記 録 債 務	3,216
受 取 手 形	1,567	短 期 借 入 金	7,012
売 掛 金	6,364	長期借入金(1年以内返済)	32
製 品	3,279	未 払 金	145
仕 掛 品	6,890	未 払 費 用	1,151
原材料及び貯蔵品	7,713	未 払 法 人 税 等	27
そ の 他	772	賞 与 引 当 金	333
貸 倒 引 当 金	△1	営 業 外 支 払 手 形	168
固 定 資 産	5,331	そ の 他	306
有形固定資産	3,429	固 定 負 債	3,315
建物及び構築物	984	長 期 借 入 金	197
機械装置及び運搬具	683	役員退職慰労引当金	38
土 地	1,647	退職給付に係る負債	3,006
建 設 仮 勘 定	27	そ の 他	73
そ の 他	85	純 資 産 の 部	13,661
無形固定資産	35	株 主 資 本	12,404
ソフトウェア	33	資 本 金	12,721
そ の 他	1	利 益 剰 余 金	△277
投資その他の資産	1,866	自 己 株 式	△39
投資有価証券	861	その他の包括利益累計額	1,257
退職給付に係る資産	549	その他有価証券評価差額金	169
繰延税金資産	329	土地再評価差額金	1,297
そ の 他	152	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△209
貸 倒 引 当 金	△26		
資 産 合 計	32,123	負債・純資産合計	32,123

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	36,774
売上原価	34,200
売上総利益	2,573
販売費及び一般管理費	3,361
営業損失	△787
営業外収益	
受取利息及び配当金	84
受取賃貸料	14
保険配当金	29
その他の収益	11
営業外費用	
支払利息	50
売上債権売却損	19
その他の費用	10
経常損失	△728
特別利益	
固定資産売却益	39
特別損失	
固定資産処分損	37
減損損失	7,364
税金等調整前当期純損失	△8,090
法人税、住民税及び事業税	△1
法人税等調整額	△350
当期純損失	△7,738
親会社株主に帰属する当期純損失	△7,738

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 余 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	12,721	6,891	△39	19,573
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△732		△732
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)		△7,738		△7,738
自 己 株 式 の 取 得			△0	△0
土地再評価差額金の取崩		1,302		1,302
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	－	△7,169	△0	△7,169
当 期 末 残 高	12,721	△277	△39	12,404

	その他の包括利益累計額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	197	2,202	△204	2,195	21,768
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△732
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)					△7,738
自 己 株 式 の 取 得					△0
土地再評価差額金の取崩					1,302
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純 額)	△27	△905	△4	△937	△937
当 期 変 動 額 合 計	△27	△905	△4	△937	△8,107
当 期 末 残 高	169	1,297	△209	1,257	13,661

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4 社

主要な連結子会社の名称：高周波鑄造(株)、(株)カムス

なお、当連結会計年度において、高周波精密株式会社は2024年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併に伴い消滅したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称：麦卡發商貿(上海)有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社1社（麦卡發商貿(上海)有限公司）は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

2) 棚卸資産……………

通常の販売目的で保有する棚卸資産

……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

耐用年数については、機械装置のうち分塊設備は27年、それ以外の有形固定資産については法人税法に定められた耐用年数によっております。

2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- 3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社は、顧客から受注した製品（特殊鋼事業、鋳鉄事業の各事業の製品）を、製造して引き渡す履行義務を負っています。
顧客との契約で定められている引き渡し時点または顧客が検収した時点で、当該製品の支配が移転して、当該履行義務は充足されるため、当該時点で収益を認識しております。
なお、製品の国内の販売においては、代替的な取扱いを適用して、出荷時に収益を認識しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- 1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
 - 2) 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額に基づき計上しております。
 - 3) 役員退職慰労引当金……………子会社の役員の退職に際し支給する退職金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- 1) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法…退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
……………数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
 - 2) グループ通算制度を適用しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において、繰延税金資産329百万円を連結貸借対照表に計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の発生額の見積りは、事業計画を基礎として行われます。当該見積りにおいては、主な仮定として見込み売上数量や原材料等価格の変動等を用いております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の発生額の見積りは、入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行ったものでありますが、見積りには不確実性を伴うため、実際の結果は当該見積りと異なる場合があります。その結果、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額…………… 56,326百万円
2. 受取手形割引高等
債権流動化に伴う買戻義務…………… 1,329百万円
3. 土地の再評価……………当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価の方法……………「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の時価（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法によって算出しております。
再評価を行った年月日……………2002年3月31日
4. 補助金による有形固定資産の圧縮記帳額は、建物及び構築物1百万円、機械装置及び運搬具388百万円であり、取得価額より減額しております。
5. 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。
契約負債…………… 12百万円

連結損益計算書に関する注記

減損会計に関する注記

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失
特殊鋼生産設備等	富山県射水市他	建物及び構築物	1,073百万円
		機械装置及び運搬具	2,739百万円
		土地	2,440百万円
		建設仮勘定	317百万円
		有形固定資産「その他」	244百万円
		ソフトウェア	95百万円
		無形固定資産「その他」	2百万円
特殊鋼販売拠点	群馬県太田市他	建物及び構築物	46百万円
		機械装置及び運搬具	121百万円
		土地	216百万円
		建設仮勘定	3百万円
		有形固定資産「その他」	61百万円
		ソフトウェア	0百万円
		無形固定資産「その他」	2百万円
		合計	7,364百万円

当社は、内部管理上採用している事業区分を基礎として事業用資産をグルーピングしており、将来の使用が見込まれない遊休資産は、個々の物件単位でグルーピングを行っております。

当社および当社の連結子会社である株式会社カムスにおいて、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、このうち土地および一部の建物に係る正味売却価額は、不動産鑑定評価額を基礎として評価し、その他については主として備忘価額により評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 14,687,617株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	732	50	2024年3月31日	2024年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰計画を作成し、必要な資金調達を行っております。資金の運用・調達については、神戸製鋼グループのキャッシュ・マネジメント・サービス（以下CMSと言う）に参加しており、一時的な余資の預け入れや短期的な運転資金はCMSにより調達しております。また、設備投資資金については自己資金またはCMSの借入等によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、そのうち上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。
営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。
借入金運転資金等の調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業規程に従い、営業債権について、各営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

2) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社及び連結子会社は、借入金については短期が大半であり、金利については、リスクヘッジ手段を講じておりません。
投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、預け金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、営業外支払手形、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価 （ * ）	差 額
投資有価証券	375	375	—
長期借入金（1年以内返済を含む）	(229)	(227)	△1

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

- (1) 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません。市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額
非上場株式	485

- (2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内
現金及び預金	158
預け金	46
受取手形	1,567
売掛金	6,364

（注）破産更生債権等（4百万円）は回収時期を合理的に見積ることが困難であるため、記載しておりません。

(3) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金 (*)	(7,012)	—	—	—	—	—
長期借入金 (*)	(32)	(32)	(165)	—	—	—
合計 (*)	(7,044)	(32)	(165)	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価	レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	375	—	—	375

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時 価（*）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年以内返済を含む）	－	(227)	－	(227)

（*） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
特殊鋼	28,616
鋳鉄	8,158
合計	36,774

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、顧客から受注した製品（特殊鋼事業、鋳鉄事業の各事業の製品）を、製造して引き渡す履行義務を負っています。

顧客との契約で定められている引き渡し時点または顧客が検収した時点で、当該製品の支配が移転して、当該履行義務は充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

なお、製品の国内の販売においては、代替的な取扱いを適用して、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価としております。

取引の対価は顧客との契約に基づき、履行義務を充足してから1年以内で回収しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	7,998
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	7,932
契約負債（期首残高）	10
契約負債（期末残高）	12

契約負債は、鋳鉄事業の前受金であります。当連結会計年度で認識された収益の額のうち期首残高の契約負債に含まれていた額は8百万円であります。過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額はありません。

なお、連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は期末時点で履行義務を充足していない残高であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	932円30銭
2. 1株当たり当期純損失	△528円09銭

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な後発事象に関する注記

当社は2025年5月12日（以下、「同日」という）開催の臨時取締役会で、株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」という）および当社（以下、神戸製鋼所と当社を総称して「両社」という）との間において、2026年2月2日（予定）に神戸製鋼所を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という）を実施することを決議し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」という）を締結いたしました。

また、同日、両社および大同特殊鋼株式会社（以下「大同特殊鋼」という）の取締役会において、本株式交換の効力発生を条件として、当社が保有する当社連結子会社の高周波鋳造株式会社の普通株式および当社が鋳鉄事業に関連して保有する資産を当社から神戸製鋼所に対して現物配当（以下「本現物配当」という）すること、ならびに、本株式交換の効力発生および本現物配当の実施を条件として神戸製鋼所が大同特殊鋼に対して当社株式を譲渡することを決定し、同日、神戸製鋼所と大同特殊鋼との間で株式譲渡契約を締結しました。

なお、本株式交換は、公正取引委員会等の国内外の関係当局の許認可の取得を条件とし、神戸製鋼所においては、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む）第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては、2025年6月24日開催予定の第100回定時株主総会において本株式交換契約に関する議案を付議する予定であります。

また、本株式交換の効力発生日（2026年2月2日（予定））に先立ち、当社の普通株式は、2026年1月29日に株式会社東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止（最終売買日は2026年1月28日）となる予定であります。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	25,487 百万円	負 債 の 部	13,404 百万円
流 動 資 産	21,727	流 動 負 債	11,679
現金及び預金	79	支払手形	136
受取手形	566	買掛金	2,106
売掛金	5,839	電子記録債務	2,280
製品	1,329	短期借入金	5,635
仕掛品	6,498	リース債務	0
原材料及び貯蔵品	6,621	未払金	117
前払費用	26	未払費用	905
未収入金	62	未払法人税等	2
その他	703	未払消費税等	31
固 定 資 産	3,760	賞与引当金	163
有形固定資産	1,613	債務保証損失引当金	126
建物	122	その他	173
構築物	1	固 定 負 債	1,725
機械及び装置	0	退職給付引当金	1,690
車両及び運搬具	0	資産除去債務	35
工具器具及び備品	0		
土地	1,490	純 資 産 の 部	12,082
建設仮勘定	0	株 主 資 本	12,112
無形固定資産	0	資 本 金	12,721
施設利用権	0	利 益 剰 余 金	△568
投資その他の資産	2,146	利益準備金	80
投資有価証券	813	その他利益剰余金	△649
関係会社株式	493	繰越利益剰余金	△649
出資金	1	自 己 株 式	△39
関係会社出資金	9	評価・換算差額等	△29
前払年金費用	610	その他有価証券評価差額金	166
繰延税金資産	142	土地再評価差額金	△196
その他	92		
貸倒引当金	△17		
資 産 合 計	25,487	負債・純資産合計	25,487

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		25,673
売上原価		24,645
売上総利益		1,028
販売費及び一般管理費		1,756
営業損失		△727
営業外収益		
受取利息及び配当金	92	
受取賃貸料	108	
保険配当金	29	
その他の収益	8	240
営業外費用		
支払利息	30	
貸与資産減価償却費	52	
その他の費用	30	114
経常損失		△601
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	298	298
特別損失		
固定資産処分損	27	
関係会社株式評価損	240	
債務保証損失引当金繰入額	126	
減損損失	6,912	7,306
税引前当期純損失		△7,610
法人税、住民税及び事業税	△21	
法人税等調整額	△393	△415
当期純損失		△7,194

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(单位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 資 合	主 本 計
		利 準 備	益 金	そ の 他 剰 余 金 繰 越 利 益 金		
当 期 首 残 高	12,721	7	6,049	6,056	△39	18,738
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		73	△805	△732		△732
当 期 純 損 失 (△)			△7,194	△7,194		△7,194
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0
土地再評価差額金の取崩			1,302	1,302		1,302
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	－	73	△6,698	△6,625	△0	△6,625
当 期 末 残 高	12,721	80	△649	△568	△39	12,112

	評価・換算差額等				純 資 産 計
	そ の 証 差	他 の 有 価 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 合 計	
当 期 首 残 高		187	1,105	1,293	20,031
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△732
当 期 純 損 失 (△)					△7,194
自 己 株 式 の 取 得					△0
土地再評価差額金の取崩					1,302
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		△21	△1,302	△1,323	△1,323
当 期 変 動 額 合 計		△21	△1,302	△1,323	△7,948
当 期 末 残 高		166	△196	△29	12,082

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
 - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - 其他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの
 - 期末日の市場価格等に基づく時価法
 - (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等
 - 主として移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産……………
 - 通常の販売目的で保有する棚卸資産
 - ……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|---------------------------|--|
| 有形固定資産……………
(リース資産を除く) | 定額法を採用しております。
耐用年数については、機械装置のうち分塊設備は27年、それ以外の有形固定資産については法人税法に定められた耐用年数によっております。 |
| 無形固定資産…………… | 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| リース資産…………… | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 債務保証損失引当金……………債務保証に係る将来の損失に備えるため、被保証先の財政状態等を個別に勘案し、当事業年度末における損失負担見積額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 1) 退職給付見込額の期間帰属方法…退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- 2) 数理計算上の差異の費用処理方法……………数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客から受注した特殊鋼製品を、製造して引き渡す履行義務を負っています。

顧客との契約で定められている引き渡し時点または顧客が検収した時点で、当該製品の支配が移転して、当該履行義務は充足されるため、当該時点で収益を認識しております。なお、製品の国内の販売においては、代替的な取扱いを適用して、出荷時に収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
- (2) グループ通算制度を適用しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度において、繰延税金資産142百万円を貸借対照表に計上しております。

- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類等の利用者の理解に資するその他の情報

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しております。

- ②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の発生額の見積りは、事業計画を基礎として行われます。当該見積りにおいては、主な仮定として見込み売上数量や原材料等価格の変動等を用いております。

- ③翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の発生額の見積りは、入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行ったものでありますが、見積りには不確実性を伴うため、実際の結果は当該見積りと異なる場合があります。その結果、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
 短期金銭債権…………… 3,062百万円
 短期金銭債務…………… 774百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額…………… 47,385百万円

3. 保証債務の明細

被保証者	保 証 金 額	被保証債務の内容
(株) カ ム ス	1,454百万円	コベルコフィナンシャルセンター(株)に対する子会社債務についての経営指導念書の差入れ
エヌケイ精工(株)	24百万円	
合 計	1,479百万円	—

(注) 当事業年度において、株式会社カムスへの保証債務に対して債務保証損失引当金（流動負債）を計上しており、当事業年度は債務保証額1,580百万円から債務保証損失引当金126百万円を控除した金額を記載しています。

4. 受取手形割引高等
 債権流動化に伴う買戻義務…………… 484百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	9,449百万円
仕入高	3,750百万円
販売費及び一般管理費	100百万円

営業取引以外の取引高

その他の収益	111百万円
その他の費用	0百万円

2. 減損会計に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失
特殊鋼生産設備等	富山県射水市他	機械装置及び土地等	6,912百万円

当社は、内部管理上採用している事業区分を基礎として事業用資産をグルーピングしており、賃貸資産、売却等処分意思決定がされた資産及び将来の使用が見込まれていない有休資産は、個々の物件単位でグルーピングを行っております。

特殊鋼生産設備等については、特殊鋼製品の製造及び販売を行っている当社において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物770百万円、構築物303百万円、機械及び装置2,736百万円、車両及び運搬具3百万円、工具器具及び備品244百万円、土地2,440百万円、建設仮勘定317百万円、諸施設利用権2百万円、ソフトウェア95百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、このうち土地に係る正味売却価額は、不動産鑑定評価額を基礎として評価し、その他については主として備忘価額により評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 33,685株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	60百万円
棚卸資産評価損	74
退職給付引当金	340
税務上の繰越欠損金	613
減損損失	4,011
その他	275
繰延税金資産小計	5,375
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△613
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,549
繰延税金資産合計	212
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	70
繰延税金負債合計	70
繰延税金資産の純額	142

上記のほか、土地の再評価に係る繰延税金資産の内訳は次のとおりであります。

(繰延税金資産)	
土地再評価に係る繰延税金資産	60百万円
評価性引当額	△60
土地再評価に係る繰延税金資産小計	—

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係
親会社	株式会社 神戸製鋼所	兵庫県 神戸市 中央区	百万円 250,930	鉄鋼、非鉄、 機械などの 製造販売	(被所有) 直接 51.8%	(株)神戸製鋼所製品の購入、当社製品の販売並びに運転資金等の借入れ

取引内容		取引金額	科目	期末残高
営業取引	原材料等の購入	百万円 2,544	買掛金	百万円 672
	特殊鋼製品等の販売	6,780	売掛金	1,796
営業取引 以外の取引	債権流動化に係る買戻義務	484	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 原材料の購入については、市場の実勢価格をみて価格交渉の上、決定しております。
- (2) 特殊鋼製品等の販売については、市場価格、総原価を勘案して、価格交渉の上、決定しております。
- (3) 債権流動化に係る買戻義務は、補償契約に基づき買戻義務を負っているものであります。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議 決 権 等 の 所 有 (被所有)割合	関連当事者との関係
子会社	株式会社 カムス	群馬県 太田市	百万円 300	各種鋼材の 加工・販売、 金属の熱処 理、表面処理	所有 直接 100%	当社製品の販売及び 熱処理業務 債務保証 役員の兼任

取引内容		取引金額	科目	期末残高
営 業 取 引	特殊鋼製品等 の販売	百万円 2,669	売掛金	百万円 1,189
営業取引 以外の取引	債務保証	1,580	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 特殊鋼製品等の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。
- (2) 債務保証については、(株)カムスのコベルコフィナンシャルセンター(株)よりの運転資金の借入れにつき、債務保証を行ったものであり、保証料の受領は行っておりません。なお、当事業年度において126百万円の債務保証損失引当金繰入額を計上しております。

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議 決 権 等 の 所 有 (被所有)割合	関連当事者との関係
子会社	エヌケイ精工 株式会社	富山県 射水市	百万円 80	金属の熱処理 および各種加 工、鍛造品の 製造・販売	所有 直接 100%	当社製品製造にかか わる加工業務 機械設備等の賃貸 役員の兼任

取引内容		取引金額	科目	期末残高
営業取引 以外の取引	機械設備等 賃貸料 他	百万円 56	未収入金	百万円 40
	債務保証	24	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 設備の賃貸については、当社の算出した原価に基づいて賃貸料を提示し、交渉の上決定しております。
- (2) 債務保証については、エヌケイ精工(株)のコベルコフィナンシャルセンター(株)よりの運転資金の借入れにつき、債務保証を行ったものであり、保証料の受領は行っておりません。

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議 決 権 等 の 所 有 (被所有)割合	関連当事者との関係
子会社	高周波鋳造株式会社	青森県 八戸市	百万円 400	鋳鉄製品の製造・販売	所有 直接 100%	高周波鋳造(株)製品の購入 土地・建物等の賃貸 債務保証 役員の兼任
取引内容		取引金額	科目	期末残高		
営業取引 以外の取引	土地・建物等 賃貸料 他	百万円 45	—	百万円 —		

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- 土地・建物等の賃貸については、当社の算出した原価に基づいて賃貸料を提示し、交渉の上決定しております。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議 決 権 等 の 所 有 (被所有)割合	関連当事者との関係
同一の親会社 をもつ会社	コベルコフィナン シャルセンター 株式会社	東京都 品川区	百万円 25	金銭貸借、出 納、債権の売買 等の金融業務	なし	グループの資金効率 向上のため、余資を 預入れ及び 運転資金等の借入れ

取引内容		取引金額	科目	期末残高
営業取引 以外の取引	余資の預入れ	百万円 528	預け金	百万円 —
	余資の預入れに伴 う受取利息	1	—	—
	運転資金等の借入 れ	3,440	短期借入金	5,635
	運転資金等の借入 れに伴う支払利息	30	—	—

- (注) 1. 預け金と短期借入金の取引金額については、期中平均残高を記載しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
余資の預入れ及び運転資金等の借入れに対する利息については、市場金利を勘案の上、コ
ベルコフィナンシャルセンター(株)より提示を受けて決定しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
当社は、顧客から受注した特殊鋼製品を、製造して引き渡す履行義務を負っています。
顧客との契約で定められている引き渡し時点または顧客が検収した時点で、当該製品の支配が移
転して、当該履行義務は充足されるため、当該時点で収益を認識しております。なお、製品の国内
の販売においては、代替的な取扱いを適用して、出荷時に収益を認識しております。
また、収益は顧客との契約において約束された対価としております。
取引の対価は顧客との契約に基づき、履行義務を充足してから1年以内で回収しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額…………… 824円56銭
2. 1株当たり当期純利益…………… △490円98銭

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な後発事象に関する注記

当社は2025年5月12日（以下、「同日」という）開催の臨時取締役会で、株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」という）および当社（以下、神戸製鋼所と当社を総称して「両社」という）との間において、2026年2月2日（予定）に神戸製鋼所を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という）を実施することを決議し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」という）を締結いたしました。

また、同日、両社および大同特殊鋼株式会社（以下「大同特殊鋼」という）の取締役会において、本株式交換の効力発生を条件として、当社が保有する当社連結子会社の高周波鋳造株式会社の普通株式および当社が鋳鉄事業に関連して保有する資産を当社から神戸製鋼所に対して現物配当（以下「本現物配当」という）すること、ならびに、本株式交換の効力発生および本現物配当の実施を条件として神戸製鋼所が大同特殊鋼に対して当社株式を譲渡することを決定し、同日、神戸製鋼所と大同特殊鋼との間で株式譲渡契約を締結しました。

なお、本株式交換は、公正取引委員会等の国内外の関係当局の許認可の取得を条件とし、神戸製鋼所においては、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む）第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては、2025年6月24日開催予定の第100回定時株主総会において本株式交換契約に関する議案を付議する予定であります。

また、本株式交換の効力発生日（2026年2月2日（予定））に先立ち、当社の普通株式は、2026年1月29日に株式会社東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止（最終売買日は2026年1月28日）となる予定であります。

第100期 附属明細書

自 2024年 4月 1日

至 2025年 3月31日

附属明細書の記載事項

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

日本高周波鋼業株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定 資産	建物	百万円 912	百万円 67	百万円 773 (770)	百万円 84	百万円 122	百万円 7,903	百万円 8,025
	構築物	296	45	303 (303)	37	1	2,326	2,328
	機械及び装置	2,790	329	2,739 (2,736)	380	0	35,256	35,256
	車輛及び運搬具	6	1	3 (3)	4	0	476	476
	工具器具及び備品	155	148	244 (244)	59	0	1,421	1,421
	土地	3,930	—	2,440 (2,440)		1,490		1,490
	建設仮勘定	241	694	935 (317)		0		0
	計	8,333	1,286	7,440 (6,815)	565	1,613	47,385	48,999
無形固定 資産	施設利用権	2	—	2 (2)	0	0		
	ソフトウェア	107	26	95 (95)	38	—		
	計	110	26	97 (97)	38	0		

注1. 「当期減少額」欄の()は内書きで、当期の減損損失計上額であります。

2. 当期増加額の主な内訳は、通常の維持更新等の設備投資に関するものであります。

2. 引当金の明細

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	27 百万円	1 百万円	— 百万円	11 百万円	17 百万円
賞与引当金	176	163	176	—	163
退職給付引当金	1,681	167	159	—	1,690
債務保証損失引当金	—	126	—	—	126

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額	摘 要
運 搬 費	539 百万円	
保 管 料	21	
広 告 宣 伝 費	16	
役 員 報 酬	133	
従 業 員 給 与	266	
従 業 員 賞 与	35	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	24	
退 職 給 付 費 用	37	
法定福利費・福利厚生費	92	
交 際 費	12	
旅 費 交 通 費	25	
通 信 費	11	
租 税 公 課	81	外形標準課税 73 百万円を含む。
減 価 償 却 費	2	
不 動 産 賃 借 料	82	
動 産 賃 借 料	22	
業 務 委 託 費	122	
そ の 他	226	
計	1,756	



あずさ監査法人

独立監査人の監査報告書

日本高周波鋼業株式会社

第100期

自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日

有限責任 あずさ監査法人
2025年5月

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む。)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 15 日

日本高周波鋼業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永	井	勝
--------------------	-------	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	井	伸	幸
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	島	久	木
--------------------	-------	---	---	---	---

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本高周波鋼業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本高周波鋼業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年5月12日開催の臨時取締役会で、株式会社神戸製鋼所との間において、2026年2月2日（予定）に株式会社神戸製鋼所を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決議し、株式交換契約を締結した。また、会社は2025年5月12日開催の臨時取締役会で、株式交換の効力発生を条件として、会社が保有する高周波鑄造株式会社の普通株式及び会社が鑄鉄事業に関連して保有する資産を会社から株式会社神戸製鋼所に対して現物配当することを決定した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当

監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の

基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 15 日

日本高周波鋼業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永	井	勝
--------------------	-------	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	井	伸	幸
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	島	久	木
--------------------	-------	---	---	---	---

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本高周波鋼業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年5月12日開催の臨時取締役会で、株式会社神戸製鋼所との間において、2026年2月2日（予定）に株式会社神戸製鋼所を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決議し、株式交換契約を締結した。また、会社は2025年5月12日開催の臨時取締役会で、株式交換の効力発生を条件として、会社が保有する高周波鑄造株式会社の普通株式及び会社が鑄鉄事業に関連して保有する資産を会社から株式会社神戸製鋼所に対して現物配当することを決定した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

日本高周波鋼業株式会社 監査役会

常勤監査役

社外監査役

社外監査役

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や設備投資の持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかな回復が続きました。一方、物価上昇の継続や米国の関税政策の影響による景気減速懸念など依然として先行き不透明な状況にあります。

こうした経済環境の中、当社グループにおいては自動車や建設機械など主要分野での需要の伸び悩みや、サプライチェーンにおける在庫調整など外部環境の変化により売上高が低位で推移しております。原燃料の価格下落に加えて、販売価格の改善活動継続や固定費の削減への取り組みに努めましたが需要が低迷し、損益面では厳しい状況が続きました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高367億7千4百万円(前期比0.4%増)、営業損失7億8千7百万円(前期は16億3千5百万円の営業損失)、経常損失7億2千8百万円(前期は15億8千5百万円の経常損失)となりました。また、当社および連結子会社である株式会社カムスにおいて、固定資産の減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は77億3千8百万円(前期は66億1千2百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

当期の配当につきましては、業績および財務状況を勘案し、誠に遺憾ながら見送ることとさせていただきます。株主の皆様には、多大なご迷惑をおかけすることとなり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 部門別の状況

[特殊鋼部門]

工具鋼、特殊合金の売上数量が増加し、軸受鋼等の売上数量減少や工具鋼、特殊合金の品種構成悪化があったものの、売上高は286億1千6百万円(前期比3.2%増)となりました。損益面では、固定費の削減や原燃料価格の下落等があったものの、軸受鋼等の数量減および工具鋼、特殊合金の品種構成の悪化をカバーするには至らず8億4千9百万円の営業損失(前期は15億8百万円の営業損失)となりました。

[鑄鉄部門]

自動車、建設機械向けの売上数量が減少し、売上高は81億5千8百万円(前期比8.3%減)となりました。損益面では、売上数量の減少があったものの、販売価格の改善や固定費の削減および原燃料価格の下落等により、営業利益は6千2百万円(前期は1億2千7百万円の営業損失)となりました。

② 部門別販売状況

(金額：百万円)

部 門		前期・99期		当期・100期		増減率 (%)
		販売金額	構成比(%)	販売金額	構成比(%)	
特殊鋼	工 具 鋼	12,174	33.2	13,344	36.3	9.6
	特 殊 合 金	9,797	26.8	10,095	27.4	3.0
	軸 受 鋼 他	5,749	15.7	5,176	14.1	△10.0
小 計		27,721	75.7	28,616	77.8	3.2
鑄 鉄		8,893	24.3	8,158	22.2	△8.3
合 計		36,614	100.0	36,774	100.0	0.4
(上記の内、輸出額)		(4,187)	(11.4)	(5,658)	(15.4)	(35.1)

(2) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念『魅力ある製品の提供を通じ、環境と人間が融和した社会づくりに貢献します』に基づき、持続的な事業継続を行うためのグループ中期経営計画（2024-2026年度）を策定致しました。

私たちを取り巻く事業環境は、少子高齢化、地政学リスクの高まりやインフレ、金融引き締めの影響による需要の減少が懸念され、今後も先行き不透明な状況が続くと想定しております。経営環境変化が激しい中でも、持続的成長を果たすための経営基盤の強化を図っていきます。

当社は以下の3つを基本方針として、取り組んでいきます。

◆ポートフォリオ変革

特殊鋼部門では、成熟市場である工具鋼でのシェア堅守に加えて、私たちの特色である“小ロット・多品種対応”に経営資源を集中させて、今後の成長が期待できる「半導体、医療、エネルギー、防衛宇宙」分野に使用される高機能材を拡販し、稼ぐ力を強化していきます。

鋳鉄部門では、私たちが培ってきた“技術力・提案力”を一層磨いて、お客様とのパートナーシップを構築し、共同で課題解決を進めることで、高難度で付加価値の高い製品の受注拡大を目指します。

◆事業基盤強化

品質・コスト競争力強化のための特殊溶解の増強、製造設備の自動化、検査機器等の設備投資や操業実績のデジタル化を推進していきます。また、新商品開発や難加工材の製造技術開発と設備生産性向上により、ポートフォリオ変革を加速させていきます。

◆サステナビリティ経営推進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、CO2排出削減を進めていきます。また、原料リサイクルや環境に配慮したモノづくりに取り組み、魅力ある製品の供給を通じて、お客様のサステナビリティ経営に貢献してまいります。

さらに、KOBELCOグループ企業理念である「KOBELCOの3つの約束と6つの誓い」を念頭に置き、安全活動、環境保全、防災対策、リスクマネジメント体制の強化を進めます。また、多様な人材がそれぞれの能力を発揮できる環境を整備し、デジタル化による業務効率、生産性向上も進めていきます。

株主の皆様には今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第97期 (2021年度)	第98期 (2022年度)	第99期 (2023年度)	第100期 (2024年度) (当連結会計年度)
売 上 高	41,714 百万円	44,551 百万円	36,614 百万円	36,774 百万円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	583 百万円	866 百万円	△1,585 百万円	△728 百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	417 百万円	△150 百万円	6,612 百万円	△7,738 百万円
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	28.50 円	△10.30 円	451.21 円	△528.09 円
総 資 産	39,335 百万円	41,998 百万円	38,958 百万円	32,123 百万円
純 資 産	15,259 百万円	15,136 百万円	21,768 百万円	13,661 百万円

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第97期 (2021年度)	第98期 (2022年度)	第99期 (2023年度)	第100期 (2024年度) (当 期)
売 上 高	27,794 百万円	30,039 百万円	25,218 百万円	25,673 百万円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	505 百万円	917 百万円	4,551 百万円	△601 百万円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	66 百万円	798 百万円	5,259 百万円	△7,194 百万円
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	4.55 円	54.46 円	358.90 円	△490.98 円
総 資 産	30,822 百万円	33,092 百万円	32,675 百万円	25,487 百万円
純 資 産	14,006 百万円	14,807 百万円	20,031 百万円	12,082 百万円

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は9億6千8百万円であり、主なものは、当社の自動センタレス機増設5千9百万円等であります。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資資金は、自己資金および借入金により充当いたしました。当企業集団において増資、社債発行等による資金調達はありません。

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

特殊鋼部門 : 工具鋼、特殊合金及び軸受鋼製品 (鋼線・線材・棒材・鍛鋼品・二次加工品等) の製造・販売

鋳鉄部門 : 自動車部品や建設機械・産業機械部品等の特殊鋳物製品の製造・販売

(7) 主要な営業所および工場 (2025年3月31日現在)

特殊鋼部門 当社本社 : 東京都千代田区岩本町一丁目10番5号
支店 : 大阪 (大阪府大阪市)
: 名古屋 (愛知県瀬戸市)
製造所 : 富山製造所 (富山県射水市)
(株)カムス : 本社工場 (群馬県太田市)
: 瀬戸工場 (愛知県瀬戸市)
鋳鉄部門 高周波鋳造(株) : 本社工場 (青森県八戸市)

(8) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

部 門 の 名 称	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
特 殊 鋼	729名	4名
鋳 鉄	359名	△6名
合 計	1,088名	△2名

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
507名	7名	42歳8ヶ月	15年5ヶ月

(注) 上記従業員数には、出向者26名を含んでおりません。

(9) 重要な親会社および子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社神戸製鋼所で、同社は当社の株式を51.69%所有しております。同社からは原材料等を購入し、同社には特殊鋼製品等の販売を行っております。

原材料等の購入については、市場の実勢価格をみて価格交渉の上、決定しております。

特殊鋼製品等の販売については、市場価格や総原価を勘案して価格交渉の上、決定しております。

当社取締役会は、これらの取引は、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

また、同社からは取締役1名が就任しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
高 周 波 鑄 造 株 式 会 社	400百万円	100 %	鑄鉄製品の製造・販売
株 式 会 社 カ ム ス	300	100	各種鋼材の加工・販売、金属の熱処理・表面処理、標準切削工具及び標準金型部品の製造・販売
エヌケイ精工株式会社	80	100	金属の熱処理および各種加工、鍛造品の製造・販売
麦卡發商貿(上海)有限公司	800千元	100	鋼材、合金材料、金属製品の卸売・輸出入・アフターサービス
株式会社東北コアセンター	10百万円	(100)	鑄物用中子の製造、鑄鉄製品の加工

(注) 麦卡發商貿(上海)有限公司を除く上記の重要な子会社は、連結対象子会社であります。
なお、株式会社東北コアセンターは高周波鑄造株式会社を通じての間接子会社であり、括弧内は間接子会社としての議決権比率を示しております。

(10) 当社の主要な借入先および借入額（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高
コベルコフィナンシャルセンター株式会社	5,635 百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は2025年5月12日（以下、「同日」という）開催の臨時取締役会で、株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」という）および当社（以下、神戸製鋼所と当社を総称して「両社」という）との間において、2026年2月2日（予定）に神戸製鋼所を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という）を実施することを決議し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」という）を締結いたしました。

また、同日、両社および大同特殊鋼株式会社（以下「大同特殊鋼」という）の取締役会において、本株式交換の効力発生を条件として、当社が保有する当社連結子会社の高周波铸造株式会社の普通株式および当社が鑄鉄事業に関連して保有する資産を当社から神戸製鋼所に対して現物配当（以下「本現物配当」という）すること、ならびに、本株式交換の効力発生および本現物配当の実施を条件として神戸製鋼所が大同特殊鋼に対して当社株式を譲渡することを決定し、同日、神戸製鋼所と大同特殊鋼との間で株式譲渡契約を締結しました。

なお、本株式交換は、公正取引委員会等の国内の関係当局の許認可の取得を条件とし、神戸製鋼所においては、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む）第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては、2025年6月24日開催予定の第100回定時株主総会において本株式交換契約に関する議案を付議する予定であります。

また、本株式交換の効力発生日（2026年2月2日（予定））に先立ち、当社の普通株式は、2026年1月29日に株式会社東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止（最終売買日は2026年1月28日）となる予定であります。

2. 当社の概況（2025年3月31日現在）

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株
 ② 発行済株式の総数 14,653,832株
 （自己株式33,785株を除く）

（注）自己株式については失念株式100株が含まれております。

- ③ 株主数 9,514名
 ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 神 戸 製 鋼 所	7,575千株	51.69%
大 野 哲 博	302	2.06
浅 井 産 業 株 式 会 社	271	1.85
J E F F E R I E S L L C - S P E C C U S T A C F B O C U S T O M E R	175	1.19
石 井 峯 夫	166	1.13
株 式 会 社 オ カ イ チ	123	0.83
加 藤 一 康	122	0.83
林 良 策	118	0.80
尾 崎 充	111	0.75
楽 天 証 券 株 式 会 社	73	0.50

（注）持株比率は自己株式(33千株)を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 社 長 (代表取締役)	小 椋 大 輔	
取締役専務執行役員	下 野 茂 治	グループ品質保証の担当および富山製造所長 エヌケイ精工株式会社 代表取締役社長 (非常勤)
取締役常務執行役員	小 野 寺 謙 司	営業本部長(兼)大阪支店長 株式会社カムス 代表取締役社長(非常勤) 麦卡発商貿(上海)有限公司 董事長(非常勤)
取 締 役 執 行 役 員	小 谷 清 久	グループコンプライアンスの担当、監査室の担当 および総務企画本部長
取 締 役 (非常勤)	生 治 理 仁	株式会社神戸製鋼所 鉄鋼アルミ事業部門 企画管理部 担当部長(兼)内部統制・監査部 担当部長 神鋼鋼線工業株式会社 取締役(非常勤) 神鋼物流株式会社 監査役(非常勤)
社 外 取 締 役 (非常勤)	宮 島 哲 也	梶谷総合法律事務所 パートナー弁護士 日本調理機株式会社 社外取締役監査等委員
社 外 取 締 役 (非常勤)	長 野 寛 之	兵庫県立大学 社会価値創造機構特任教授
監 査 役 (常 勤)	村 越 久 人	高周波鋳造株式会社 監査役(非常勤) 株式会社カムス 監査役(非常勤)
社 外 監 査 役 (非常勤)	高 尾 和 一 郎	永沢総合法律事務所 パートナー弁護士 再就職等監視委員会 再就職等監察官 (内閣府・非常勤)
社 外 監 査 役 (非常勤)	谷 川 通 隆	

- (注) 1. 取締役 宮島哲也、長野寛之の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 高尾和一郎、谷川通隆の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役 宮島哲也、長野寛之の両氏および監査役 高尾和一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 谷川通隆氏は、過去に親会社である株式会社神戸製鋼所の経理部門および特定関係事業者(親会社の子会社)であるコベルコ建機株式会社の財務部門において、長年にわたり業務に携わっており、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 事業年度中に退任した役員は次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任年月日
取締役 常務執行役員	村 越 久 人	グループコンプライアンスの担当、 監査室の担当および総務企画本部長 高周波鋳造株式会社 監査役（非常勤） 株式会社カムス 監査役（非常勤）	2024年6月21日 任期満了による退任
取締役 （非常勤）	三 枝 功	株式会社神戸製鋼所 鉄鋼アルミ事業部門 企画管理部 統括グループ長	2024年6月21日 任期満了による退任
監査役 （常勤）	久留島 靖章		2024年6月21日 辞任による退任

6. 2025年4月1日付の役員の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

地 位	氏 名	異動後の担当および重要な兼職の状況
取締役 専務執行役員	小野寺 謙司	営業本部長（兼）大阪支店長 株式会社カムス 代表取締役社長（非常勤） 麦卡登商貿（上海）有限公司 董事長（非常勤）
社外監査役 （非常勤）	高尾 和一郎	永沢総合法律事務所 パートナー弁護士

7. 2025年3月31日をもって、監査役 高尾和一郎氏は再就職等監視委員会 再就職等監察官（内閣府・非常勤）を退任いたしました。
8. 当社と取締役 宮島哲也、長野寛之の両氏および各監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
9. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約は会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。

② 取締役及び監査役の報酬等

ア 役員報酬等の内容決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が当該決定方針と整合していることを確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績面での結果責任を明確にし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう利益水準に応じて変動するとともに、各役位を踏まえた適正な水準の報酬体系とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬と業績に応じた業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役や非業務執行取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて他社水準、当社の規模、従業員給与の水準、常勤・非常勤の別、役員兼務の状況等を考慮しながら総合的に勘案し、独立社外取締役の助言を踏まえて決定するものとする。

3. 業績連動報酬（金銭報酬）の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前年度の当社経常損益に応じて算出された額を月例の報酬として支給する。目標となる金額等については、中期経営計画等を基に設定し、適宜、環境の変化に応じて独立社外取締役の助言を踏まえて見直しを行うものとする。

具体的には、当社の事業規模や業績水準及び役位、職責、従業員給与の水準等を総合的に勘案して設定した役位ごとの基準報酬額を、一定範囲の基準利益を設けた上で、前年度利益がその基準利益を超えた場合は、その水準に応じて一定の比率（2%～10%）で増額させ、逆に下回る場合は一定（△5%）以上の比率で減額して、業績連動報酬として支給する。

4. 基本報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合については、次の表のとおりとする。

○基本報酬と業績連動報酬の基準比率

役 位	基本報酬	業績連動報酬	備 考
代表取締役社長	3%	97%	業績が基準利益を上回る場合は業績連動報酬の基準報酬額を2～10%で増額、下回る場合は△5%以上減額する。
取締役専務執行役員	4%	96%	
取締役常務執行役員	5%	95%	
取締役執行役員	6%	94%	
非業務執行取締役	100%	0%	

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬については、代表取締役社長が上記各種方針及び独立社外取締役の助言を踏まえて取締役会に提案し、取締役会の決議を以って決定するものとする。

イ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人数	報酬毎の総額	報酬毎の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬
取 締 役 (内 社 外 取 締 役)	7 名 (2 名)	92,070千円 (9,600千円)	14,400千円 (9,600千円)	77,670千円 (-)
監 査 役 (内 社 外 監 査 役)	4 名 (2 名)	29,040千円 (8,880千円)	29,040千円 (8,880千円)	- (-)
合 計 (内 社 外 役 員)	11名 (4 名)	121,110千円 (18,480千円)	43,440千円 (18,480千円)	77,670千円 (-)

- (注) 1. 上記につきましては、2024年6月21日開催第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給員数は、無報酬の取締役2名（うち1名は第99回定時株主総会終結の時をもって退任）を除いております。
3. 監査役村越久人氏は、2024年6月21日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給額と員数につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。
4. 業績連動報酬にかかる業績指標は、前年度の一定範囲の経常利益（1,000百万円～1,600百万円）を基準利益として設定しております。なお、前年度の実績は4,551百万円の経常利益でありましたが、連結子会社であった高周波精密株式会社からの受取配当金5,500百万円を除いた額を当該事業年度の経常損益とみなし、業績連動報酬は基準報酬額から一定額を減額しております。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。基準報酬額は、当社の事業規模や業績水準及び役位、職責、従業員給与の水準等を総合的に勘案して役位ごとに設定しております。
5. 取締役の報酬限度額は、1990年6月28日開催の第65回定時株主総会において、年額245百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。
6. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第69回定時株主総会において、年額44百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役宮島哲也氏は、梶谷綜合法律事務所のパートナー弁護士および日本調理機株式会社
の社外取締役監査等委員であります。当社は梶谷綜合法律事務所と顧問契約を締結しております
が、当社からの支払い報酬は同事務所の規模に比して僅少であり、社外役員の独立性に影響を及
ぼす事項はありません。日本調理機株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役長野寛之氏は、兵庫県立大学 社会価値創造機構特任教授であります。同大学と当社
との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役高尾和一郎氏は、永沢綜合法律事務所のパートナー弁護士であります。永沢綜合法律
事務所と当社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行っ た職務の概要
社外取締役 宮島 哲也	取締役会は21回開催中20回出席し、主に弁護士として培った経験・ 見識から積極的に意見を述べております。特に会社経営の監督機能 強化およびコンプライアンス経営等について専門的な立場から助言 等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な 役割を果たしております。
社外取締役 長野 寛之	取締役会は21回開催中21回出席し、他社での豊富な企業経営経験と 高い見識から積極的に意見を述べております。特に会社経営の監督 機能強化および技術面から見た事業運営について専門的な立場から 助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適 切な役割を果たしています。
社外監査役 高尾和一郎	取締役会は21回開催中20回出席し、監査役会は15回開催中14回出 席いたしました。取締役会においては、弁護士として培われた高度 な専門知識の観点から、取締役の職務が適正に執行されるよう発言 を行っております。また、監査役会においては、適宜必要な発言を 行っております。
社外監査役 谷川 通隆	取締役会は21回開催中20回出席し、監査役会は15回開催中15回出 席いたしました。取締役会においては、長年にわたる財務・経理業 務の経験をもとに、客観的な視点から当社経営への助言や取締役の 職務が適正に執行されるよう発言を行っております。また、監査役 会においては、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）	50百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由
会計監査人である有限責任あずさ監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。
- ④ 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
当社は、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。
また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

第 100 期事業報告に係る附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

以上

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

日本高周波鋼業株式会社 監査役会

常勤監査役

社外監査役

社外監査役
